県添付書類様式12

(薬局・店舗販売業共通)

薬局又は店舗の名称：

特定販売の概要（医薬品医療機器等法第４条第３項第４号ロの厚生労働省令で定める事項）

|  |  |
| --- | --- |
| 特定販売を行う際に使用する通信手段（該当する項目に☑してください。） | □インターネット□電話□カタログ□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 特定販売を行う医薬品の区分（該当する項目に☑してください。） | □第１類医薬品　□指定第２類医薬品　□第２類医薬品□第３類医薬品　□薬局製造販売医薬品（毒薬及び劇薬を除く。） |
| 特定販売を行う時間及び営業時間のうち特定販売のみを行う時間（いずれかに☑してください。） | 特定販売を行う時間　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）特定販売のみを行う時間が□ある　（時間：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）□ない |
| 特定販売を行うことについての広告に薬局又は店舗の名称と異なる名称を表示するときの名称（いずれかに☑してください。） | 薬局又は店舗の名称と異なる名称を□表示する　（名称：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）□表示しない |
| 特定販売を行うことについてインターネットを利用して広告をするときは、主たるホームページアドレス及び主たるホームページの構成の概要（いずれかに☑してください。） | インターネットを利用して広告を　□する□しない※広告をするときは、以下を記載してください。・主たるホームページアドレス　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）・主たるホームページの構成の概要（※欄外の「記載上の注意」参照）　添付書類のとおり |
| 都道府県知事が特定販売の実施方法に関する適切な監督を行うために必要な設備の概要（薬局又は店舗の営業時間のうち特定販売のみを行う時間がある場合に限る。）（該当する項目に☑してください。） | □映像を撮影するためのデジタルカメラ等□撮影した映像を電子メールで送信するためのパソコン又はインターネット回線等□現状についてリアルタイムでやり取りができる電話機及び電話回線等（※熊本県では上記の全ての設備があるもののみ認めています。） |

（※記載上の注意）

・　「主たるホームページの構成の概要」については、ホームページでの医薬品の表示内容や表示すべき事項の表示の状況等が分かるようなホームページのイメージ等の書類を添付すること。

・　一つの薬局・店舗が複数のホームページを開設している場合には、それら全てについて関連する書類を添付すること。

・　なお、ホームページを閲覧するためにパスワード等が必要な場合には、パスワード等を添付書類中に盛り込むこと。

・　カタログ等を用いて特定販売を行う場合においても、同様にその概要が分かる資料を添付すること。